

information

お知らせ

実施設計第1回
こがねいミーティングを
傍聴しませんか

こがねいミーティングは、
新庁舎(仮称)新福祉会館建
設実施設計上の課題整理に向
けた見解・方向性を設計者に
示すために開催するもので
す。

時 9月9日(水)午後7時か
ら
所 市民会館・萌え木ホール
(商工会館3階)
内 マルチスペース等の展示方
法について
他▽保育あり(1歳以上の未
就学児。6人)▽手話通訳あ
り※いずれも9月2日までに
要事前申込

申 当日直接会場へ※傍聴人数
を制限する場合があります
ので事前にお問い合わせくだ
さい
問 企画政策課企画政策係 ☎
042-387-9800 FAX 042-387-
1224

第5次基本構想・前期基本
計画(案)に対するパブリッ
クコメントの検討結果
市では、6月1日～7月10
日に、同計画(案)に対して、
意見を募集しました。

このたび、寄せられた意見
の検討結果およびその理由が
まとまりましたので、お知らせ
します。
■意見数・人数 66件・48人
■公開場所 企画政策課(市役

所本庁舎2階)、情報公開コ
ーナー(市役所第二庁舎6
階)、主な市内公共施設、市
ホームページ
問 企画政策課企画政策係 ☎
042-387-9826

保育計画策定委員会
委員選任結果

公募委員選考基準等によ
り、次の公募市民の方を委員
に選任しました。
▽堀尾瞳さん
問 保育課保育係 ☎042-387-
9846

都営住宅の入居者募集

募集内容①ポイント方式に
よる募集(家族向けのみ)②
单身者向け・車いす使用者向
け・シルバーピア
■申込書配布期間 8月17日

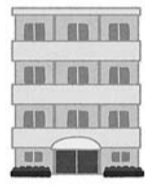
(月)～25日(火)

■申込書配布場所 まちづくり
推進課(市役所第二庁舎5
階)、市役所第二庁舎1階受
付、管財課(市役所本庁舎1
階)、施設管理室(同1階、夜
間・休日のみ)、東京都住宅
供給公社ホームページ(http
s://www.to-kousya.or.jp/)

市議会の開催について

令和2年第3回小金井市議
会定例会が9月1日(火)か
ら開催予定です。原則、午前
10時から、本会議は議場(市
役所本庁舎4階)、委員会は
第一会議室(同3階)で行い
ます。

なお、議会の様子は市ホー
ムページでも配信していま
す。
議会の日程、議案など詳し
くはお問い合わせください。
問 議会事務局 ☎042-387-9
947



ごみ減量大作戦!!

日ごろから、ごみの減量と資源化にご協力いただきましてありがとう
ございます。

市では、乾電池、ライター、水銀を含む廃棄物(水銀体温計、蛍光灯
等)は、有害ごみとして回収を行っています。必ず、ほかのごみ(燃や
すごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ等)とは分けていただき、
透明または半透明の袋に「有害」と書いて乾電池と蛍光灯は別々の袋に
入れて出してください。なお、蛍光灯を束ねるときは粘着テープを使用
しないでください。

また、ボタン電池や充電式のリチウムイオン電池は、市では回収を行
っていません。必ず、回収を行っている販売店等にお持ちください。

分別が異なるごみが混入すると、思わぬ事故につながる可能性があ
り、大変危険です。市民の皆さんには、ごみ・リサイクルカレンダーに
記載されているごみの出し方に沿って分別していただきますよう、引き
続き、ご理解とご協力をお願いします。

【6月分のごみ排出量報告】

6月分のごみ排出量1人1日当たり排出量は、294.9gとなり、目標値
(261.8g)を33.1g上回りました。

問 ごみ対策課減量推進係 ☎042-387-9835

ごみ1人1日当たりの排出量(単位:g)

Table with 4 columns: Category (燃やすごみ/燃やさないごみ), Month (6月), Target (目標量), Difference (差引). Includes a small chart showing an increase in waste volume.

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

Table with 5 columns: Name (名称), Time (とき), Location (ところ), Content (内容), Contact (問合先). Lists various committees and their meeting schedules.

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴人数を制限する場合がありますので、事前にお問い合わせください

個人住民税の改正について

令和3年度より適用される主な税制改
正は次のとおりです。詳細は市ホームペ
ージをご覧ください。

【給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え】

働き方改革を後押しする等の観点か
ら、特定の収入にのみ適用される給与所得
控除および公的年金等控除の控除額を
一律10万円引き下げ、どのような所得に
でも適用される基礎控除の控除額が10万
円引き上げられます。

【未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し】

すべてのひとり親家庭に対して公平な
税制を実施するため、未婚のひとり親に
対して税制上の措置が講じられます。ま
た、寡婦(寡夫)控除についても、見直
されます。

問 市民税課市民税係 ☎042-387-
9819